

グーツヘルシヤフトの構造

「農民解放」の歴史的條件

石 黒 重 明

- 一、グーツヘルシヤフトの成立
- 二、グーツヘルシヤフトの構造
- 三、グーツヘルシヤフト下の農民
- 四、「改革」への條件
- 五、「農民保護」と「農民解放」
- 六、結・ユンカー經營

はしがき

ヨーロッパ近代社會と一般的に云ふ場合にも、夫を構成する個々の國々の社會構造は夫々特殊な性格を持つ。その一としてのドイツ資本主義社會の構造的特質が歴史的に如何に規定されて來たか、特にその農業に於ける資本主義の發達が——所謂「アメリカ型の途」に對置される「プロシヤ型の途」として——如何なる構造の下に行われたか、その過程で行われる「農民解放」が如何なる歴史的役割を果たしたか、この様な問題に對面して、東北部ドイツ・オスト・エルベに於ける農業—土地制度の歴史的過程を要約して示すことが本稿の課題である。

問題の提起と視角とを、彫明確にする爲に高橋幸八郎氏の分析

グーツヘルシヤフトの構造

の引用から始める。出發點は英・獨・佛の社會經濟構造の夫々の「型」としての把握である。

「さて、農民的經營—小農土地所有のフランス型は、ここではもつぱら「第三の型」として、イギリス型資本家の經營の、及びプロシヤ型地主經營の基礎の上に立つ大土地所有から區別される。ところで、これら農業—土地所有の「型」の基礎は、歴史的には、特殊絕對主義體系の成立—方向を規定するところの封建的土地所有及び農奴制度そのものに内在する社會的諸條件のうちに示され、當該資本主義の「本源的」形成（初發形態の「規定」との相互規定的關係に立ちつつ、特殊市民變革（十七世紀中葉のイギリス・ビュリタン革命、一七八九年—一八四四年のフランス革命及びナポレオン支配、並びに十九世紀初頭シュタイン—ハルデンベルヒの「改革」を起點とし「一八七一年」の「ビスマルク的觀念」の成立を以て一應完了するところのドイツ帝國建設過程）を政治史的調劑として近代社會の特殊國民的な「型」をうち出す。かかる觀點からすれば中世末期近世初期に於けるヨーロッパ主要諸國の社會經濟史研究を特定の史的展開の下に追求することは決定的に重要である。この時機に於ける

貨幣經濟 Geldwirtschaft の展開が、夫々所與の封建社會の構造（封建的土地所有及び農奴制）の強度・内部組織如何に對應して、如何なる相異つた——總して云えば、イギリスに於ける貨幣地代の、フランスに於ける生産物地代の、オスト・エルベに於ける賦役地代の——「封建」地代形態を創出・固定せしめかくて、一方では封建的土地所有制の解體（それ故事實上の農奴解放）への、他方では領主體制の再建——「封建的反動」に従つて農奴制強化への——かくて全ヨーロッパの橋頭に於ける封建世界内部での云わば力學的均衡化への自己運動によつて條件づけられるところの——態勢を示唆する特殊絕對主義體系が成立し、遂に又かかる絕對主義形成の社會的諸條件そのものがこれを規定したか、に就いては、別稿に於て立ち入つて取扱つた。……（型）作出の基準は、要之、「貨幣經濟」——單なる商品生産・貨幣流通——それ自體のうちにあるのではなく、所與の封建的土地所有——農奴制度のもつ個有的社會的・歴史的條件のうちに求められうる。〔高橋幸八郎・「ヨーロッパ資本主義の國民的類型」、『近代社會成立史論』三・四頁。〕

一 グーツヘルシャフトの成立

東北部ドイツ・オスト・エルベは東部殖民運動以來ドイツ史の内側に置かれる。十一世紀より十四世紀にかけて、西部ドイツよりエルベ河以東のスラヴの地へのドイツ民族の進出、即ち東部殖民運動 Ostkolonisation の持つ基本的な性格は、之を、西部ド

イツに於ける封建體制の崩壊に對抗して東部での之に均衡する範圍な封建體制の創出、と云うことが出來よう。之は又西部ヨーロッパの封建制崩壊に對抗してドイツ全體としての封建的性格を持續せんとするものである。

ここに形成されて行くオスト・エルベ社會は、そこには成程、輕度の生産物乃至貨幣地代・人格的に自由な農民・その保有地は二乃至四フエ（補注）と云うように、西部ドイツの大莊園制 Grossgrundherrschaft の崩壊形態の移植、更にはそれ以上のものが見られたとしても、本質的には強度に封建的な構造を持つ。即ち、(Ganossie) と云う言葉に表現される如く（註一）、そこに創出される機構は、規則的な方形を保ち混在地制 Genossenschaft をなす農民地（註二）、領主直營地 Vorwerk と農民地との當初からの分離（註三）、という様に極めて明確であり、領主は當初より法的支配權を享有し（註四）、しかも一領主が一村落を支配する。更にこの社會の下層を形成するものは文字通り體儀制 Leibeigenschaft 下にある原住スラヴ人（註五）である（註六）。

かかる鞏固な體制は、オスト・エルベの商品・貨幣經濟との接觸が強化されるとともに、封建體制の崩壊ではなくして逆に封建制の強化・地代形態の逆轉をもたらす。そしてオスト・エルベに於ける政治的危機はかかる逆轉運動を促進せしめた。即ち、タンネンベルヒの敗北に終る一四〇九——一一年の對ポーランド戰・一四五四——一六六年の十三年戰爭とその結果としての西プロイセンの割讓・一四一六年一四二〇年の黒死病・加うるに一四一一年以降

の凶作の連續等、戰爭・疫病・凶作による勞動力不足、土地の荒廢、生産力の減退、従つて領主の收入減(註7)、之は正にオスト・エルベにとつての「領主制的危機」であつた。同時にオスト・エルベの内部構造に於いても又封建體制的危機の條件が存在する。即ち、當時のオスト・エルベ農民層の給付する地代形態は年度の生産物乃至貨幣地代であり、従つてここに農民層の上向的發展の可能性(註8)・農民の上昇が封建體制的崩壊への契機となる可能性が存在した。危機は何等かの形で解決されねばならなかつた。そして此處オスト・エルベに於ける解決の仕方は次に見られるように強度に「領主的」であつたといえる。

即ち、地代形態の逆轉による全餘剩價値の吸收、領主の「賦役」勞働の確保と直營農場の擴大、その市場の爲の生産への方向、之と共に農民の商品・貨幣流通からの遮斷、この様な形で農民層の壓服が解決の方法であつた。かかる過程は、一三九〇年の農民は代人を置くことなしには土地を退去し得ぬという規定の出現、その一四一〇年の一般國法化に始まり、十五・六世紀の諸々の領邦法令・領邦議會の決定によつて強行されて行く。その要約としての一五二六年の領邦法令は、農民男子を全面的に土地に固縛し代人による退去の可能性をすら與えず、更に下僕 *Gesinde* の領主への從屬を強化する優先屈從 *Vorniehe* を定め、一五七七年の領邦法令は、土地固縛を女子に及ぼし、又所謂強制下僕奉公 *Gesindezwangsdienst* を確立する。そして十七世紀の諸立法は之を基礎とし之を強化して農民の從屬性を確定した。

この様な過程を通じて、人格的に自由な・極度の生産物乃至貨幣地代を負つた農民は、土地に固縛され・賦役 *Unterthanen* 即ち勞働地代を負い・領主に從屬する・土地保有權の極めて脆弱な農民 *Leibeigener* に轉化せしめられる(註9)。西部ドイツよりもそれ自體としては好條件の下に置かれていた農民層を完全に制壓してかかる解決は封建體制的再編成を可能ならしめた基礎は、正にオスト・エルベに築き上げられた封建的構造の鞏固さに求められるであらう。即ち、統一された、農民地とは獨立の——混在地制による共同體的規制から完全に自由な——直營農場と軍用の牧場・森林という物的條件を背景に、軍事力、裁判・懲罰權、統一された支配權という比類なき「強力」をその手中に有する領主は、上昇せんとする農民層を壓服し去ることが出来た。かくして再編成は完結(註10)、グーツヘルンシャフト *Gutsherrschaft* 領主經濟が成立する。

註(一)「かくて騎士團は直接支配してゐた廣大な領域に組織的に基き一貫せる村創設の型を作つた」。「ヨルム」『古代ゲルマン本國の植民が非組織的に行われたのに對して、エルベ東部の新植民は組織的に行われた』(T.F.V. Goltz, "Geschichte der deutschen Landwirtschaft", Bd.I.)と特徴付けてゐる。〔宇尾野久・『獨逸農政史序論』・一二頁。(本書は G. Aubin, "Zur Geschichte des gutsherrlich-bäuerlichen Verhältnisses in Ostpreussen." 1911 頁) R.

等の凡ての相異は、凡ての之等の三つのグループが爾後移住権を妨げられ農家及財産の處分の自由を制限され、又それによつて多くの方面でその領主の所有地の附屬物となつたと云う事實に對しては大して重要でなかつた。」〔宇尼野・前掲書一八頁。〕

(10) かくして「農民はその耕地を自分自身の爲に耕すのみならず、主人に對しても義務がある。」「農民の經濟的生活目的を農民の爲でなしに領主の爲の勞働に置く。」「宇尼野・前掲書・八三・八四頁」といふ原則が生み出される。

二 グーツヘルシャフトの構造

「市場の爲の生産」を行う「大規模經營」である所から、グーツヘルシャフトは屢々「資本主義的」(kapitalistisch)という形容詞を伴つて用いられる。しかしグーツヘルシャフトの内部構造を見るならば、そこには資本主義的經營の基礎構造である生産手段の所有者としての資本家と商品化された勞働力の所有者としての勞働者との勞働力購買・販賣關係は見られずに、純粹に封建的な、經濟外的強制による賦役勞働收取・給付關係が支配的である。それは、主として再編成された農民の、週四―六日と云へるところの「不確定な」賦役勞働(註一) (unregelmässige Frohndienste) を直營農場に充用し、その生産物をハンザ商人の仲介によつて遠隔の市場に輸出する。この様に、之は「市場の爲の生産」であり、ハンザ諸都市・前掲の商人の商品取引網の如き商品・貨

幣流通機構をその存在の前提とするものではあつたけれども、その内部構造に於ては商品・貨幣經濟は何の係わりもなく、「賦役」地代形態・強度の經濟外的強制に人格的支配關係 (persönliche Abhängigkeit) 土地への固縛 Schollengedundenheit・しかも劣悪な保有權 schlechtes Besitzrecht に基づく土地取上 Bauernzins の可能性等の封建的諸關係が支配的であり、外部に於ける商品・貨幣流通關係の展開は逆に之等封建的諸關係を強化した。

かかる週に四―六日という、直接生産者の必要勞働部分にまで喰ひ込むほどの強度の封建地代の成立を可能とさせる根據は、「共同體的強制」と「領主の強制」の二重の構造を持つ經濟外的強制に求められる。共同體的強制は、耕作強制 Flurzwang を伴う混在地制 Gemengelage・共同利用による規制を要求する農民の共同地 Allmende という土地の配分形態に對應して、その中に築き上げられる(註二)。其處では共同體が農民を支えながらも、又それが直接生産者の生産形態・經營規模を規定して、直接生産者を自己疎外的に相互に對置せしめることによつて農民層の分解を阻止し、即ち封建的構造を維持し、かかる作用によつて領主支配の體系の基礎に吸着されることになる。オスト・エルベに於ては、東部植民當初よりの計畫性が、共同體的作用の基礎を成す耕地配分の極めて規則的な形態、從つて鞏固な共同體的構造を創り出しており、それ故に共同體的強制の作用も又強力である。之に對應する領主 Gutsherr 權力は、共同體から完全に分離したとして漸

次に擴大されて行く直營地・自家用牧場・森林地・之等の内部に防備を持つ居城等の割然と統一・獨立した物的基礎の上に立つて（西部ドイツとは異つて一人の領主が村落を支配する。そしてオースト・ユルベの領主權は土地所有・人身支配・裁判權 Grund, Leib und Gerichts herrschaft といふ三位一體の統合を示す比類のない強力さを持ち（註3）、かくて「裁判」權を基礎として「土地所有」に強度の經濟外的強制力を附與する。

之をより具體的に云うならば、ドイツヘルシャフトに於ける地代は賦役即ち勞働地代形態をとり、それは直營農場に於ける週に四・六日の「不確定」量の勞働奉仕——自家の勞働要具による畜耕役 Spandienst——を主内容とし、更に建築・築城・森林賦役 Bau = Burg und Forst = dienst をも伴う。この様な強度の勞働地代は、全餘剩勞働、時にはその「必要」部分にまでさへ喰ひ込み、直接生産者の側での超過部分の成立を不可能ならしめてその商品生産者としての獨立化を阻止し、逆に領主の商業に最大限の商品量を供給する。この様な封建的土地所有、この様な強度な封建地代の成立を可能ならしめるものは、世襲職制 Erbuntertänigkeit と云ふ言葉で表現され、土地因襲、強制下僕奉公、職業住居變更、結婚に關する規定等々に具體化される領主權力の作用たる「經濟外的強制」に他ならず、村落共同體はその内部の相互規制・均質化の作用によつてこの領主權力を背後から支える。かくして農民經營は固定され、勞働力は土地に緊縛される。「經濟外的強制」の作用は、究極的には土地への勞働力の緊縛、こ

の形式を通しての、ドイツヘルの農民勞働力把握にあつた。ドイツヘルに對する農民は、何よりも先ず、賦役・勞働力である（註4）。

（註1）「再編成」以前には築城・運搬・換馬給付・指重等の公的なものを主とした極めて輕度の徭役が、十五世紀以降全面的に加重され、「かくして農民の平均的徭役日は——領主の任意に定めうる部分が激増したので——増大し、十七世紀の中葉から十八世紀にかけて瑞典領ポメラニアでは農民は一週五日、毎日四頭の馬と二人の人間を使用して領主自作地の耕作に従事すべく、その他の地方でも一年を通じて毎週三日、農繁期には全週日とか、或はブランドンブルグの一部に於けるが如く毎週六日と云ふ様な、殆んど生活に耐えざるに等しい負擔を負わしめられるに至つたのである」。「戒能通孝」東部獨乙に於ける農場制、「法律社會學の諸問題」三〇八頁。

（2）かゝる三圃式經營 Dreifelderwirtschaft に對應する耕地配分・利用關係、耕作強制等に關するは Knapp, a. a. O. Bd. I. S. 47. に要約されてゐる。

（3）領主の「封建的な諸權利」は「一、領内に定住する總ての人間に對する支配權。二、上級裁判權又は下級裁判權。三、貴族の領主の免除された裁判權。四、ビール醸造權、火酒醸造權、及び出版權。五、領界内での禁制權の行使。六、狩獵權及び漁獵權。七、あらゆる一般の公的な負擔の免除。八、牧師任免權及び宗教的公民權。九、證書に記載された又はその他領地に從つて與へられた領主の權利。一〇、都會及

び國會に於ける騎士階級の集會に出席する領主の權利。一、貴族領のみが新たに創設された地方信用事業に加入され得る事」等であり、かくて「貴族領は間もなく王權を除いて——君主自身が、それ以前に占有し又享有しておつたやうな——あらゆる支配權、用益權、自由及び特權を獲得した。しかしその際君主權は特に留保されていた」。(李尼野・前掲書・三〇二頁。)

(4) 松田智雄・「エンカー總督の成立と『中間層』農民」(歴史評論三二年一月二號)三〇頁。

三 グーツヘルシャフト下の農民

かかる構造の下での農民、即ち「村落とグート」の強制下の農民を代表するものが「*Leuten*」である。當時オスト・エルベの農民としてはこの他に自由民「*Kolmer*」、又下シレジアに於ける世襲小作人 *Erbpächter* の如きものがあつたが、大多數はラツシェンであり、ラツシェンこそはグーツヘルシャフト勞働力の根幹としてオスト・エルベ封建社會の支配的構成要素である。

ラツシェンは、その土地保有權に關しては「劣惡な」保有權(*schlechtes*) Besitzrecht と屢々記載される如く、極めて不安定な非世襲的なラツス保有權 *laustisches Besitzrecht* (註一)を有し「他人の土地に對する制限的な用益權を許されたもの」として常にグーツヘルによる土地取上の脅威にさらされており、又人格的には、世襲縣屬制(註二)の下に領主に隷屬して、忠誠服從の義

務を有し、與えられた土地を引受け且その土地を退去することを得ず(土地固縛)、その子女の一人を奴婢として領主に提供し(強制下使奉公)、他の職業を習得し又は結婚する場合には領主の許可を必要とする。「所謂體儀制」(*sog. Leibeigenschaft*) (註三)とはかかるラツス保有權と世襲縣屬制とをその内容とし、之が賦役勞働確保に經濟外的強制の基礎であるという意味で、所謂グーツヘル的農民の諸關係 *Gutsverhältnis* = *bauerliche Verhältnisse* の本質をなす。即ち週四—六日の高率賦役勞働は、ラツス保有權に於ける土地保有權の不安定さ、又逆に世襲縣屬制による土地固縛の兩作用によつてグーツヘルシャフトに確保される。

グーツヘル的農民の諸關係の内包する封建的農業生産模式の基礎は、村落共同體を構成するアトムとしてのかかるラツシェンの均質性・均等の經營規模にあり、その爲の物的條件としての土地保有面積は一定の量に固定される(「*フリーフェ制* *Freiherrenverfassung*」)。オスト・エルベに於ても原則的には「農民として完全に自立的な分配保有地の維持」が前提された。併し劣惡な保有權は次第に自立的な保有地 *Ackeranbau* を減少せしめるに至り(註四)、事實上保有規模の縮小が現われ、土地の分割が強制され、分割譲渡地 *walzende Grundstücke* が發生する。農民地位に封建的基盤農民(保有地面積、耕畜頭數等の勞働條件の一定基準・之に對應する土地保有權・地代負擔・共同體權利)の崩壊はかくして展開して行く。畜耕役の爲の一定の耕畜の飼養に對應していた一定の土地面積は、土地の一部又は無制限の分割により

縮小せしめられ、基準農民層から、半農民・四分の一農民・一頭領農民 Halbbauer, Viertelbauer, Einspänner 等基準的な地代—畜耕役—給付能力を缺くもの、更には完全にその土地を喪失せるアインリーガー Einlieger なども下降して行く。そしてかかる農民層の分化が見られて來ると共に、又その下層に、即ち共同體の外廓に、原則としてフーフエの所有を許されざるコゼーテン Kossäten、ゲルトナー Gärtner、ホイスラー Häusler 等の主として手耕役 Handdienst を給付する所謂クライネロイテ Reine Leute が附加されて行く。かくして、嘗て均質な畜耕役を給付する基準農民を以て占められていたグーツヘルンシャフト労働力群はその内部構成を變ずるに至り、労働力の主軸は、その量的比率に於て、完全農民 Vollbauer に代表される畜耕役を給付する階層から、手耕役を給付する不完全權利農民及び「共同體」に添加されて來たクライネロイテの層に移行して行く。即ち嘗て單一なラツシテン層として捉えられた農民層は、上層に労働條件—土地と結合した畜耕役農民 Spannbauer から、下層には労働條件—土地との分離を完了せんとするアインリーガーを洗滌せしめながら、全體としてその中核を、労働過程は「手」に依存し、從つて手耕役を給付し、労働條件を不完全ながらも保有する層に移動せしめる。この—ラツシテンの本質である劣悪な保有權・世襲隸屬制・直營農場への強制賦役を通じての労働力の拘束、を凝集的に表現する—層は、労働條件を充分には保有せず、しかもある程度の土地との結合を保ち、從つて直營農場に

對してその労働の給付を經濟的にも經濟外的にも強制されざるを得ず、かかる不安定が逆に直營農場との連繫を決定的なものとする。

併し乍ら、かかる畜耕役農民よりアインリーガーに至る分化は尙グーツヘルンシャフトの鞏固な體制の枠の中での分化にすぎず、上層にある畜耕役農民は決して領主經營に對抗して上昇する農民經營の主體たるべき存在ではなくて、グーツヘルンシャフト體制内での上層労働力群として、又完全な共同體的權利保持者として共同體構成の維持を利益とし、かえつてグーツヘルンと密接に結びつきその利害を共通にする。從つてかかる農民層内部の動きは決して近代的な農民層の分解を示すものと云ふことは出来ない。此處に見られるのは「農民の下降」、封建的基準農民—畜耕役農民の下層に、封建體系の外廓に、手耕役農民以下の層を附加して行く動きである。

註(一) ラツシテンの土地保有權に關しては Allgemeines Landrecht の規定を中心とする、戒能・前掲論文・二八一—二頁・註四(乙)を参照。

(二) オスト・ホルンの Erbnutertänigkeit; 又 sog. Leibeigenschaft については同右・三〇七—一七頁の註参照。

Schollengebundenheit 三〇八・九頁。Gesindezwangdienst 三〇九—一三頁。

(三) 「かくして農民をその占有地から排除すること、又は農民のホーフを—貴族が勝手に處理し得た—單なる農業労働

者の土地に變更することに對する貴族の領主の勢力が十八世紀の半頃に著しい程度に行われた。〔宇尾野・前掲書・三三九頁。〕

(4) 王領地に於ける附加物家畜は「一般に一フーフエ當り二頭の馬、一頭の牡牛、一頭の牝牛」等〔宇尾野・前掲書・三七頁。〕

(5) 共同體外郭のものとしての *Kosaten* の位置づけは *Knap, a. a. O. S. 121 K. y. c. t.*

四 「改革」への條件

この様な構造を持つたグーツヘルシャフトは、その堅固な封建的體制にも拘わらず、内部的にも外部的にも近代化への方向を餘儀なくさせられる。

先ず、グーツヘルシャフト機構の内部に於て、その強固な構造にも拘らず、農民の全體的下降の中からその間隙を縫つて、近代化への胎動、地主的經營に對抗する農民の經營の萌芽とも云うべきものが見られて来る。この様な上向の農民層は主として、グーツヘルシャフト機構の枠内で夫に相應して存在する耕後農民層の中からよりはむしろ、十八世紀にグーツヘルシャフト勞働力群の主軸をなすに至つた共同體的不完全權利農民の中から、即ち手耕後農民の中から形成されて行つた（註一）。

その條件としては、之等手耕後農民は原則として耕畜を資産として持ち得ず、又狹隘な保有面積に經營規模を前提とする、生産

力的基礎の小さな農民であるが故に、それによつて給付される手耕後には本來畜耕役に比して軽度の負擔である。手耕後がより軽度の勞働であるならば、若し手耕後農民の經營規模・勞働生産力が増大すれば、この層の内部に却つて「超過」分（地代部分及び必要部分より）の成立はより容易である。更にこの層は、共同體的不完全權利農民として、完全農民に比較すれば耕作強制を伴う混在地狀の本來の共同體耕地よりもその外側に附加されて行つた共同體外の耕地に依據する比重は大である。このことは、この層が共同體的權利を完全には享受しないことを示すとともに、共同體構造自體の持つ共同體的強制・夫に支えられるグーツヘルシャフトの規制を受けることも完全農民よりは少ないことを示すものである。従つて此處にも、共同體的強制に比較的縛られざる生産力の比較的自由な發展の可能性が與えられている。

併し、グーツヘルシャフト機構の内部に於て與えられた、耕畜權の缺如・保有地規模の狭小と云う一顧の條件は、勞働條件保有の規模・形式の變動を妨げ、手耕後農民の持つ可能性の實現の爲の條件を自ら創出することを妨げていた。夫が、基礎農民保有地の分割・縮小が行われ、分割譲渡地 *willende Grundstück* が發生するに至つて、手耕後農民には超過勞働を實現する「土地」擴張と夫に對應する「耕畜」の蓄積が現實に可能とされて来る。この様な條件の上に立つて、嘗つては劣悪な勞働條件の故に同一層位に置かれた層は、最高若干フーフエの耕地と耕畜を占有する層（例えば耕畜所有ヒンターセッター *Hintersetter*（註一））か

ら依然として自立的な經營規模を缺く層に至るまで、廣い幅をもつて分解した。

かくして出現して來た新たな農民層、それは、農業生産力の擴大——耕畜と耕地の増加——の故に、賦役を良い乍らもその質と量——手辨役——がその總労働中に占める部分は僅少であり、超過労働部分を擴張し得た。そして時にはその部分の増加は他人の労働力の雇傭をさへ行わしむるに至つた。この様な新たな富農層の出現は封建的グーツヘルシャフト機構に對置される新たな脅威であり(註2)、此處にかの鞏固なるグーツヘルシャフト自體の内部から之に對抗する新たな層位が形成されて行くとする。

かくの如き内部に於ける對立物の生成、又それにも増して外部に於ける西歐社會全體としての近代化はオスト・エルベに作用せずにはない。本源の蓄積過程を強行し、古典的な資本主義社會の確立に直進するイギリス、又成熟し切つた農民層を持つフランス、その轉回點としてのフランス農民革命、夫に續くナポレオン支配等々の夫々の近代化の過程に對照して、オスト・エルベも又自らの封建社會の解體を外側からも強制されねばならなかつた。

註(1) 松田・前掲論文・四一—四四頁、「分解の第二形式」。

本節は同論文による所が多い。——耕畜所有 *Hintersäcker* は四六頁・註(19)。

(2) 同右。四三・四四頁。又宇尾野・前掲書・一四三・四四頁に記されるインストロイテ——グルトナーに極めて接近せる地位にある——の上昇・夫と基準農民層及びグーツヘルとの利

害の對立も之の一例と云える。……「然しインストロイテの經濟的な状態が、有利になればなる程地主の社會は益々彼等を厄介に感じた……」「インストロイテや下僕は屢々主人(農民)より多くの家畜を有し……」「貴族領の村でもインストロイテと農民の主人の間の諸關係に多くのグーツヘルが干渉した」等。

五 「農民保護」と「農民解放」

かかる情勢に對應するオスト・エルベの動きは先ずプロシヤ絕對主權の農民保護 *Bauernschutz* に見られる。西歐諸國の生成途上にある近代的生産力の基礎の上に立つ軍事力に對照して、プロシヤも又その軍事力の基礎を封建的生産様式からより近代的なものの上に移行せしめざるを得ない。更に絕對王權は封建貴族の政治力の否定として、自らの同盟者を西歐に於ける獨立自營農民のなもののうちに求めようとする。即ち、具體的には、財政的基礎として租稅源としての農民、プロシヤ軍隊への人的供給源としての農民の地位の劣態さは同時にプロシヤ絕對王權自體を弱體化する。かくして農民の地位の向上・小農の創設がプロシヤ絕對王權によつて考慮されるに至り、王領地農民逃亡の報告を直接の動機とする一七一一・一八九年の「所謂體儀制の廢止令」に始まる「農民保護」の一連の施策が遂行されて行く。農民保護政策の目標は、農民の土地保有權の確定・人格的支配關係關係の廢棄・賦役の廢止・生産物乃至貨幣地代化である。即ち、「所謂體儀制廢止

令」に於て農民に世襲的土地保有權、土地上の動産の所有權を授與することを命じ、更に一七三七・一七四九年の再度のプロシヤ全土に對する農民地取上禁止令等によつて、少くとも王領地に於ては農民の土地保有權は確定された。又、一七二二年には下僕奉公の期間を三年に限定し、一七二四年には結婚解放金の制を廢止し、一七六七年から一八〇二年の法令で下僕奉公は消滅し、一八〇四年には王領地農民は人格的に自由なことが通告されて、隸屬關係は廢棄された。更に賦役についても、一七二一・一七二三年に賦役を年六〇日（夏は週に二日・冬は月に一日）と制限し、又一七四八年には全土に對し不確定量賦役を週二・三日の確定量の賦役 *Gemeinsame Dienste* とらしむることを命じ、少くとも王領地に於てはこの範圍内となり、一七九九年に至つて賦役は原則として廢止された。かくして勞働地代から生産物乃至貨幣地代への形態轉化が、土地保有權の確定・世襲隸屬制の廢止を伴つて行われ少くとも王領地に於ては近代的借地農への可能なる方向が與えられた。

併し、プロシヤ絕對王權のかかる努力にも拘わらず、次に來る貴族領に於ける封建的諸關係の廢棄は農民解放 *Bauernbefreiung* の時間的にも後れて行われ、且その過程そのものはよりオスト・ユルベ的な過程であり、夫を通じてユンカー經營が農民的經營の壓服を伴つて成立して行く。この「上がら」の「農民解放」の過程こそオスト・ユルベの近代的進化をすぐれて東歐的な「プロシヤ型の途」として西歐の近代化に對置させるものである。

この「農民解放」は、自律的な内部的構造變化によるものと言ふよりは、むしろ外部からの壓力への對應として行われた。それは、封建制下のプロシヤ農民と解放されたフランクス農民との戦いと言われたナポレオン戦争・イエナの敗戦の如き強度の刺激によつて始めて觸發された。そして「解放」の出発點は「小農」創設として提出されるが、以後の過程は正しく封建的な性格を持つグーツヘル層の主導の下に行われて行つた。

即ち、封建社會の解體に對應する土地問題の解決は一種「小農」創出をその目標とする。併し乍ら此處オスト・ユルベに於ては、兎も角も小農成立の可能性は與えられるとしても「解放」は同時にユンカー巨大經營を成立せしめ、更に「解放」過程の推移につれて、それは農民の自立的經營への「解放」ではなくして、ユンカー經營の勞働力としてのインストロイチへの農民地位からの解放とさえなつて行く。即ち、農民解放の過程に於てグーツヘルの直營地は擴大して巨大なユンケルトウム *Unkenhof* が成立し、大多數の農民は「修正宣言」によつて解放から除外され、又解放された農民もその生産手段の縮小の故に上向の發展を阻止されて、再びユンカー經營の勞働力として、インストロイチとしてユンカー巨大經營のうちに組込まれて行く。かくて「解放」の歴史的意義は、グーツヘル・フランクス・フランク關係からユンカー・インストロイチ關係への旋回を媒介し、それによつて正常的な運動を開始した農民「中間」層の分解とその資本制生産様式への再結合という途を遮斷したことにある、と言ひ得るであらう。

農民解放は一八〇七年一〇月九日の「土地所有簡易化、地所の自由使用、並びに農村住民の人格關係に關する勅令」を起點とする。そして此處で行われたことは只世襲繼承制の廢止のみである。即ち第十二條には「一八一〇年の聖マルチン祭（二月一日）に我國全體を通じてすべての世襲制は停止せられる」と規定するが、その同じ條文中に「併しそこでは、自ら分明である様に自由人としての彼等に、土地所有によつて或は特殊の契約にもとずき、負わされたすべての義務は、依然として存續しているのである」として、依然賦役の存續することを默示している。しかし兎も角一應形式的に自由な農民層が、人格的束縛から解放された「小農」が創設されようとする。この形式的小農への生産手段の分與は諸負擔の廢棄は一八一一年九月四日の「グーツヘル的・農民の諸關係の調整のための勅令」によつて行われる。此處に於て「農場の保有者にはその農場に對する完全に自由なる世襲的所有權があたえられた。更にグーツヘル的・農民的關係から兩部分に生ずる諸々の權利並びに義務、かくてそれから生ずるところの農民の夫役及び貢租も亦除去せられた。」併し、「そのかわりに農民は彼等が世襲的に所有（保有）した時には地所の三分の一（第一〇條）、世襲でない時には半分を（第三七條）領主に譲り渡さねばならなかつた。」かくして、農民の經營面積は三分の二乃至二分の一に縮小し、之に對して領主の直營地は擴大する。併し、之を以てしてもグーツヘル層には不満であり、かくて當初の意圖を完全に覆す所の「一八一六年五月二九日の「修正宣言」が發せら

れ、調整は解放可能な範圍を最小限に縮小した。即ち、第四條に於て調整可能な農民の條件として自立經營なることと一七八四年の土地徵稅簿に記入せられたるものととし、更に第五條に於て以上の條件を有するにしても義務として舊耕役を負担せざるもの即ち手耕役農民はその經營內容如何を問はず調整から除外される。かかる限定の範圍内でも農民解放は強行された。此處に僅かに小農は創出されるが、殘餘の百數十萬の「調整無能力」農民は放置され、依然として封建的高率で賦役を主要形態とする地位を負い（註2）、更に農民保護の失敗から再び土地取上（*Landrücknahme*）の脅威にさらされるに至つた。

更に一八二一年の「共有地分割法」は、共有地の分割と之に伴う土地整理（註3）を行はしめ、從來の三圃式農法の制約を廢棄し經營の合理化への條件を作り出したものではあるが、之は共同體的束縛からの解放であると共に共同體的保證からの解放であり、既に不充分的勞働條件の占有者としての農民一般にとつては共有地利益の喪失は更に下降への方向を條件づけるものである。一八二一年以降三月革命に至る爾後の諸法令は何れも敍上の基本線を變更せず、より反農民的名のものであつた（註4）。

この様な解放の過程を要約するならば、それは形式的に一應「小農」を創出しはするけれども、保有地三分の一乃至二分の一割讓の「有償解放」形式（註5）は領主直營地を合法的に擴大せしめ、更に農民保護の失敗による農民地取上の半暴力的遂行は大地所有者に生産手段土地を集中せしめた。他方農民は、解放された

ものもその保有地の三分の一乃至二分の一の喪失・共有地用益の喪失、又解放資格の限定により取達されたものは土地取上によりその保有地を放棄され、或は土地から分離され、或は土地を部分的に喪失して、自己の労働の實現の場所を直營農場に求めざるを得ぬに至り、かくして擴大された直營農場は失に對應する労働力を確保することが出来た。

即ち、解放によつて一應成立した小農層は其後急速に分解して行く。しかもそれは完全な兩極分解ではなくて全體的には再び下降であつた。解放された農民は前體制下に畜耕役を主職として、領主・經濟との結合・その保護の最も強い層であつた。之等は解放・共有地分割により「村落とグーテン」の二重の拘束を失うと同時に二重の保護を失い更に經營面積の縮小を來し、自ら經營擴大の條件を確保せぬ限り没落への途を餘儀なくせしめられ、僅かに優良な條件のもの少數を除いて顛落して行く。そして僅かな少數者も「解放」によつて成立した巨大な地主・經營との競争に壓迫されてその完全な進展を制約され、他方顛落して行く小農は自立的條件の缺如から商品・貨幣經濟に侵蝕されて自らの所有地を賣却して徐々にプロレタリアート化して行く。完全に土地を喪失したものは一部はよりよき條件での労働力の販賣の爲に都市へ退去し、他はインストロイテとして巨大經營の中に組込まれて行く(註6)。尙小規模の耕地を所有するものはその零細な労働條件の故に労働力の一部の商品化によつて生計を支へざるを得ぬ在村貧民 *Kleinstenbesitzer* として地主・經營労働力群の一部を形成する。

更に「未調整」な大多數の農民は依然高率な賦役の下に農民保護の失敗によつて強行される土地取上^{バウエル・グーテン}に徐々にその土地を喪失し(註7)、インストロイテ *Instroite* として土地の再分配を受け地主經營のうちに組込まれて行く(註8)。

かくて形成された労働力群の最大部分を占めるものはインストロイテであつた(註9)。之は解放の過程及賣買によつて又は土地取上によつて土地をグーテン・ヘルに回収され、その一部を再分配されて新たな形式の下に把握された以前の賦役農民の末裔である。之等は、住居・三・六乃至九モルゲンの穀畑・半乃至一モルゲンの畑地・牝牛一頭・穀物若干等の現物給付を受け、日々直營農場の労働に従事し、現金給付は全くないか又はほんの僅かを受ける。しかもその労働關係は契約化されてはいても「長期の告知權ある固き契約」として強度の拘束力を持つ。この様な四乃至一〇モルゲン(補註)の耕地を分與される之等インストロイテは實質上「農民」であり、「五モルゲン以下」の農民層よりも上位の、しかもその量的比重に於て最大の、正に農民層の中核を形成する。之等は自然經濟的基礎の上にその生活を固定し、自ら商品・貨幣經濟から隔離してその分解作用に對抗する。かかる形で自らを維持し得たのは大土地所有者との連繫の故である。その連繫とは「一、解放」という強力的な過程を損杆として行われた、その方式に従う土地再分配による土地所有者の獨占的な優越(例えは土地所有權獲得の賠償としての御譲地二分の一乃至三分の一を併合する場合、その散在の仕方目録が地主を壓倒的に優越せしめ、

また共有地分割は地主にその大部分を集中せしめて、農民の自立的生計を不可能とする」を基礎とする「經濟外的強制」二、「商品貨幣」經濟的強制に基く労働力の一部の商品化、近在地主への販賣、三、ユンカー地主・グーツ經營者と同様に、小規模ではあつても、「所有者」また「經營者」である「インストロイテ」が、純粹な貧賤労働者とは逆に、農業生産物（本来の農作物、畜産）の高價格を喜ぶというほどに、經營的な共同の利害、四、労働要具（農業機械、農具、耕畜）の分割所持（例えば、大規模な農耕・牧畜・精製器具、耕畜の主要部分が地主に、連枷と大鎌、耕畜の一部などは農場労働者に）のために、労働過程そのものが、グーツ經營者と不可分の位置にある（註一）。

註一） T. F. v. Gotha, "Geschichte der deutschen Landwirtschaft." Bd. II. 山岡亮一譯「獨逸農業史」十九世紀「一五九頁。「農民解放」の具體的内容については本書による所が多い。

(2) エンゲルス・「ウオルフ著『シユレジアの十億』」えの序文・全集第十六卷所収のウオルフの紹介文中のウオルフの土地の叙述・三〇頁。尚エンゲルスのこの「序文」の本文（第十二卷所収）に於てはシユレジアの農業・土地制度史が簡潔に要領よく述べられてある。

(3) 「土地整理」は又権力者の手中に優良地を集中せしめる。

(4) Gotha 譯書・一六九頁。

(5) フランス農民革命の「無償解放」形式（高橋幸八郎・近

代的進化の二つの「體系」に就いて）・『近代社會成立史論』「五二一—一六三頁」と對比せよ。

(6) 「多數の農民は彼に課せられた任務をはたし得なかつた。

……農民達は彼等の農場を（原文「の」）同輩であれ、隣接せる土地所有者であれ——後者の場合がよりしばしばあつたが——これらの人々に賣拂つた。多くの人は村内で小倉住農夫として小倉を借り、彼等の農場からの収入が、或は時折りの賃労働によつて生計をたてんとした。大抵のものはしかし一大農場の所有者或は小作者と永續的な契約上の關係に入つた。彼等はこゝで農場の日傭取（Instmann）或は現物勞賃を受けるもの（Deputatist）としての地位を占めた。」Gotha・前掲譯書・二〇二頁」

(7) 「一八一六年の宣言により、一八五〇年三月二日の法律發布に至るまで彼等によつて没收せられておらなかつた比較的少數のものを除き、調整から排除せられたすべての農場及び其の他の農場が大土地所有者の手に歸した。」同右譯書・二〇九・一〇頁」

(8) この様にして大土地所有者えの生産手段の集中、直接生産者の生産手段からの分離・賃労働者化が遂行される。「調整の實際の結果は大土地所有者によつて耕作せられた面積の著しき増加と、農民により耕作せられた面積の著しき減少であつた。「同一の結果は自由取引によりもたらされた双方の所有關係の變化から生れる。……自由交易の結果は今や大土

地所有の増加、農民的土地所有の減少となつてあらわれた。

「全體の結果としては、一部は調整により一部は自由交易により農民の經營に屬する土地が減少し、大經營に屬する土地は増大したことが明かとなる。後者はさなくとも既に十七・八世紀に行われた農民農場の没収によつて、農業經濟的並びに國民經濟的利益から見て合目的と考え得られるよりもより廣いものとなつてゐた。」〔Gottl.・前掲譯書・二二・二頁〕「東部諸州及サクソニーに於ける農民解放の結果、農民の失つた土地は殆んど百萬ヘクタールに上つた。之に更に一八一六年乃至一八六五年の間に大土地所有者が市場で購入せる農民地四四萬ヘクタールが加えられねばならない。それ故に東部獨逸で農民がこの期間に喪失せる土地の總面積は一三〇萬ヘクタール以上に達するのである。」〔M.M.Tschekinsky・川上正道譯・「現代歐洲に於ける土地制度の研究」・一四〇頁〕だが此處に創出される賃労働者は次に示す如き特殊な性格を與えられる。

- (9) 「大抵の大土地所有者はその労働力に對する需要をもつばら、或は殆んど全く定着農場日傭人により充足した。」「東エルベドイツの大部分では農場日傭人があらゆる農業労働者の主要部分を構成した。」〔Gottl.・前掲譯書・二二三・四頁。〕
- (10) 松田・前掲論文・五一頁。

六 結・ユンカー經營

グーツヘルシャフトの構造

かくして「解放」過程に生れ出る地主經營「Gutswirtschaft」は領主經濟「Gutsherrschaft」からユンカー經營「Junkertum」の過渡形態として二重の性格を持つ。即ち、第一に、領主と未調整農民との經濟外的強制に基礎を置く生産構造・賦役及びその直接の轉化形態としての地代、第二に、ユンカー地主とインストロイテとの労働力購買・販賣關係・労働力購買に基く利潤。地主經營はこの様な二重規定の下に立ち乍ら、「解放」——「三月革命」の過渡期を通じてその主軸を移動して行く。即ち、地主經營は一八〇七年を形式的起點としてかかる二重規定の下に成立するが、徐々に兩者の比重を變じ、一八五〇年・「解放」の一應の完了（註）により第一形態が消滅して第二形態に主軸を移轉する。かくて十九世紀末には轉化は完了し、ユンカー經營が成立する。

この様にして強行された賃労働者の創出過程は正統・西歐・アメリカ型に對して特殊・東歐・プロシヤ型として「生産者の土地からの分離」「自由な労働力」の創出過程であり、此處に於ける農民層の分解も又兩極分解というよりは「下降的分解」であり、従つてオスト・エルベ近代社會の中核（註2）として成立した「ブルジョア・ユンカー經營」に於てさへ「地代・利潤の未分離な結合」、そして「生産者と生産手段との結合」がその社會的技術的發展を制約し低廉な勞賃を維持することになる。（研究員）

註（1）「三月革命」後始めて農民は法律上完全に解放された。

一八五〇年三月二日「土地負擔の償却、グーツヘルシヤの農民の

1895年・ドイツ各地域別・経営規模200ha以上の階層の土地占有度

地 域	200—300 ha. の経営の占める部分	300 ha. 以上 の経営の占める部分
東プロイセン	15.74%	14.68%
西プロイセン	15.84	18.80
ポメラニア	20.42	29.57
ポーゼン	17.51	29.63
シュレジア	17.35	10.68
ブランデンブルグ	12.20	18.58
サクソニア	11.90	9.41
シュレスウイヒ——ホルスタイン	6.76	3.05
ハノーヴァー	2.95	0.74
ウエストファール	2.26	0.50
ヘッセン＝ナツサウ	2.80	0.40
ライン地方	0.73	0.36
ホーエンツォレン	0.34	—
プロシヤ王國	12.08	13.29
ベバリア	1.06	0.47
サクソニア	5.65	0.64
ザールテンベルグ	0.88	0.16
バーデン	1.21	0.40
ヘッセン	5.62	1.37
メクレンブルグ	26.80	28.86
オルデンブルグ	0.80	—
ブラウンシュヴァイツ	9.90	3.50
ウンハルト	17.31	13.85
チューリンゲン諸邦	4.12	0.28
リッペ・ザールデック	4.02	—
リューベック, プレーメン, ハンブルグ	4.79	—
アルサス・ローレン	1.31	0.28
全 獨 乙	9.75	10.31

諸關係の調整に關する法律」によつて全調整立法は統一されすべての農民に及ぼされた。「たしかに一八一六年の宣言によつて調整から除外せられた小農場の大多數のものは其の間に領主によつて既に沒收せられていた。けれども残つた少數のものには所有權の授與或は調整という幸福があたえられた。」Goltz・前掲譯書・一六九頁以下。

(2) 次の各地域に於ける、全農業用地中大經營（二〇〇ヘクタール以上）の占める面積の比率を見れば（一八九五年）東部に於けるユンカー經營の優越は明白である。即ち、ポメラニア・五〇％、ポーゼン・四七％、西プロイセン・三四％、東プロイセン、ブランデンブルグ・各三〇％シレージヤ・二八％、サクソニアに於て二二％の比重を持つ。〔W. Sombart, "Die deutsche Volkswirtschaft in Neuzeitlichen Jahrhunderten," Zweite, durchgesehene Aufl., 1909, s. 570. Anlage 42 "Die landwirtschaftlichen Betriebe in den einzelnen Landesteilen nach Grösseklassen am 1. Juni 1895." 4409〕

〔補註〕 Morgen とは一組の犁を以て午前中に耕し得る面積を基準とした單位であり、Hufe の基準は一應一家族の生計を支え得る經營規模と言えよう。Morgen も Hufe も時代を異にし、場所を異にするに従いその大いさは區々であるが、最も一般的には 1 Hufe = 30 Morgen = 15 ha.

（附記） 本稿は、農業綜合研究所に於ける土地問題研究會で

の一系列の報告の一であるが、筆者に與えられた時間の餘裕が少なかつたために、問題の重要性にも拘わらず單に先學の業績に従つただけの極めて大體紀なエスキスにすぎぬものとなつた。問題を更に深く掘り下げてゆくべき義務は、誰よりも筆者自身の強く意識するところである。了承を乞う次第である。